

国民年金保険料免除・猶予制度のお知らせ

国民年金は、加入者の皆さんに性別、年齢、所得などに関係なく、均一の保険料(平成29年度は月額16,490円)の納付をしていただくことで成り立っていますが、所得が低いなどの理由から保険料を納めることが困難なとき、申請すれば納付が免除や、猶予される制度があります。

☎国保年金課国民年金係(☎826-1111 内線2290)

保険料の免除制度

●免除制度の種類

免除の種類	内容	月額保険料
全額免除	保険料の全額が免除	0円
4分の3免除	保険料の4分の1を納付	4,120円
2分の1免除	保険料の2分の1を納付	8,250円
4分の1免除	保険料の4分の3を納付	12,370円

●免除制度の条件

本人、配偶者、世帯主の前年所得が、それぞれ次の表に示す基準額以下であることが条件です。

種類 扶養	全額免除	一部免除		
		3/4 免除	1/2 免除	1/4 免除
なし	57万円	78万円	118万円	158万円
1人扶養	92万円	116万円	156万円	196万円
2人扶養	127万円	154万円	194万円	234万円
3人扶養	162万円	192万円	232万円	272万円

※一部免除の基準額は扶養親族等控除額、社会保険料控除額などによって変わります。

- 国民年金は(基礎年金)の給付の2分の1(平成21年度以前は3分の1)は国庫負担でまかわれているため、保険料が免除された期間は、老齢基礎年金の計算の際に国庫負担に相当する額が年金額に反映されます。
- 免除または猶予された保険料については、10年以内ならば追納することができます。ただし、承認を受けた年度から3年度目以降に納付する場合は、経過した年数に応じて、当時の保険料に一定率を乗じた金額が加算されます。

ご注意ください!

一部免除制度は、保険料の一部を免除して、残りの保険料を納付する制度です。免除後の保険料を納付しなかった場合は、その期間の一部免除が無効(未納と同じ扱い)となるため、将来の老齢基礎年金の額に反映されず、また、障害や死亡といった不慮の事態が生じた場合に、年金を受け取ることができなくなる場合があります。

また、保険料の免除申請は、随時受け付けていますが、申請が遅れると障害基礎年金などが受給できなくなる場合があります。

保険料の猶予制度

申請者本人の所得が一定額以下であっても、所得が一定以上の世帯主と同居している場合には、保険料免除は認められませんが、50歳未満の方に限り保険料の納付を最長で10年先延ばしにできます。

※猶予承認期間は、老齢基礎年金の受給資格期間に算入されますが、追納しなければ年金額には反映されません。

※本人と配偶者の所得が全額免除該当の範囲内であることが必要です。

免除・猶予を申請するには

平成29年7月～平成30年6月分の申請は、7月1日からです。

◆申請には年金手帳とはんこをお持ちください。

◆所得の申告をしていない場合は申告をしてから申請してください。

◆失業などを理由に申告する場合は雇用保険受給資格者証か、雇用保険被保険者離職票の写しが必要です。
※平成17年以降に「継続申請」をし、その所得が承認基準額以内のため全額免除、納付猶予が承認されている方は、改めて申請する必要はありません。離職票などを添付し、退職を理由に承認された方は、更新のため再度申請する必要があります。

※申請月から原則2年1か月までさかのぼって免除申請ができます。過年度の免除申請がお済みでない方は、早めに手続きをお願いします。